

<本庄市次世代育成支援行動計画実施状況（特定１４項目）>

行動計画の中で平成 21 年度までの目標事業量を定めた事業について、実施状況をお知らせします。

「特定１４項目」とは、国が指定する１４事業に係る保育サービスについて、定量的に示す等具体的な目標を設定することとされているものであり、本市において前期計画で目標値を定めたものは下記の１０事業です。なお、「夜間保育事業」「子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）」「乳幼児健康支援一時預かり事業（病後児保育）派遣型」の４事業については目標値を定めておりません。

事業名		平成 21 年度 目標値	平成 17 年度実績	平成 18 年度実績	平成 19 年度実績	平成 20 年度実績	平成 21 年度実績	備考
①	通常保育事業	22 か所 2,205 人	22 か所 2,204 人	22 か所 2,168 人	22 か所 2,195 人	21 か所 2,142 人	21 か所 2,158 人	＊１ 参照
			私立 15 園、公立 7 園	私立 15 園、公立 7 園	私立 15 園、公立 7 園	私立 15 園、公立 6 園	私立 15 園、公立 6 園	
②	延長保育事業	13 か所 379 人	13 か所 97 人	13 か所 186 人	13 か所 208 人	13 か所 163 人	13 か所 168 人	＊２ 参照
			私立 13 園	私立 13 園	私立 13 園	私立 13 園	私立 13 園	
③	休日保育事業	1 か所 5 人	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	＊３ 参照
④	放課後児童健全育成事業	16 か所 605 人	11 か所 461 人	14 か所 555 人	15 か所 603 人	15 か所 651 人	15 か所 669 人	＊４ 参照
			民間委託 9、公立 2	民間委託 11、公立 3	民間委託 11、公立 4	民間委託 11、公立 4	民間委託 11、公立 4	
⑤	病後児保育（施設型）	1 か所 5 人	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	＊５ 参照
⑥	一時保育事業（一時預かり事業）	6 か所 59 人	6 か所 174 人	6 か所 123 人	7 か所 192 人	7 か所 189 人	6 か所 134 人	＊６ 参照
			私立 5 園、公立 1 園	私立 5 園、公立 1 園	私立 6 園、公立 1 園	私立 6 園、公立 1 園	私立 5 園、公立 1 園	
⑦	特定保育事業	1 か所 5 人	未実施	未実施	未実施	未実施	1 か所 19 人	＊７ 参照
							私立 1 園	
⑧	ファミリー・サポート・センター事業	1 か所	未実施	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	＊８ 参照
				会員 74 人 延べ活動件数 131 件	会員 130 人 延べ活動件数 394 件	会員 171 人 延べ活動件数 1,221 件	会員 216 人 延べ活動件数 1,307 件	
⑨	地域子育て支援センター事業	6 か所	5 か所	5 か所	5 か所	5 か所	4 か所	＊９ 参照
			延べ利用者数 28,994 人	延べ利用者数 29,245 人	延べ利用者数 27,916 人	延べ利用者数 28,932 人	延べ利用者数 20,651 人	
⑩	つどいの広場事業	2 か所	未実施	2 か所	3 か所	3 か所	3 か所	＊１０ 参照
				延べ参加者数 6,502 人	延べ参加者数 8,917 人	延べ参加者数 10,676 人	延べ参加者数 9,440 人	

＊１：平成 20 年度より公立 1 か所休所中。

＊２：各実施園での定員はなし。実績人数は、各月の各週における最も多い児童数の平均から得た数。

＊３：後期計画で継続して検討。

＊４：実績人数は、月平均した入室児童数。

＊５：平成 22 年開所した公立保育所（いずみ保育所）内で開始。

＊６：実績人数は、延べ児童利用数の月平均。平成 21 年度 6 保育園の定員は 44 人。平成 21 年度より 1 園が特定保育事業で実施。

＊７：実績人数は、延べ児童利用数の月平均。

＊８：平成 18 年 7 月より開始（社会福祉協議会へ事業委託）。会員は、依頼会員・援助会員・両方会員の合計数である。平成 21 年度より、児玉支所（社会福祉協議会）に支部を設置。

＊９：平成 21 年度までの実施施設は民間保育園。平成 22 年度より開所したいずみ保育所内に、いずみ子育て支援センター（公立）を開設。

＊１０：前原・日の出児童センター及び児玉総合支所家庭支援室（平成 19 年 10 月開始）内で実施。

<各事業内容の説明>

①保護者が就労又は疾病などにより家庭において保育がすることができない場合保育所で保育する事業。

②保育所の通常の開所時間（11 時間）を延長する事業。

③日曜、祝日勤務などの保護者のために、保育所において保育をおこなう事業。

④保護者が就労などにより昼間家庭にいない児童に対し、放課後や夏休みなどに放課後児童クラブで保育を行う事業。

⑤疾病回復期にある子どもを、保育所や病院などの余裕スペースなどで保育を行う事業。

⑥保護者の病気、冠婚葬祭、その他の理由で一時的に保育を必要とする場合、保育所等で一時的に預かる事業。平成 21 年度児童福祉法の改正により、「一時預かり事業」として法律上位置付け、併せて第 2 種社会福祉事業とされた。

⑦保護者がパートタイム労働等により保育が困難な場合、子どもを週 2・3 日程度又は午前か午後のみなどの柔軟な保育を行う事業。

⑧保育などの援助を受けたい人で行いたい人を会員とする相互援助活動組織により、保育所、学童保育所などの開始前、終了後に子どもを預かったり、送迎したり、又は保護者の外出時などのときの一時的な預かりなどの育児援助を行う事業。

⑨保護者同士、子ども同士のふれあいの場や子育て不安などに対する相談指導、情報提供、子育てサークルへの支援などの地域の子育て家庭に対する育児支援を行う事業。

⑩主に乳幼児（0～3 歳児）を持つ子育て中の親の交流の場を提供するとともに、子育て相談、情報提供などの支援行う事業。